

理 由

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、及び建設業を取り巻く社会経済情勢の変化に鑑み、主任技術者又は監理技術者の専任の特例の対象となる建設工事の請負代金の額等を定めるとともに、特定建設業の許可を必要とする一件の建設工事についての下請代金の額等を引き上げる等の必要があるからである。